

## 過去に発生した食品に関わる事例

### 1. 食品安全委員会の発足以前のもの

| 種類     | 原因         | 被害状況                  | 発生年度  | 概要   | その他  |
|--------|------------|-----------------------|-------|--|--|
| 食中毒    | 病原性大腸菌O157 | 患者数9,523名<br>(うち死者3名) | 平成8年  | 平成8年6月以来岡山県をはじめとして、東京都、愛知県、福岡県、岐阜県等各地で病原性大腸菌O157による食中毒事件が頻発するなか、同年7月大阪府堺市の小学校で感染者9千人を超える集団食中毒事件となった。<br>その後も各地で同様のO157による食中毒が発生し、この年全国で発症者数9,451名、死亡者12名を数えた。                              | ・堺市学童集団下痢症事件<br>病原性大腸菌O-157対策関係閣僚会議を開催   |
| 食中毒    | 黄色ブドウ球菌    | 患者数13,420名<br>(死者0名)  | 平成12年 | 乳業メーカー大阪工場製造の「低脂肪乳」等を原因とする食中毒事件は、平成12年6月27日に最初の届出がなされて以降、報告があった有症者数は14,780名(汚染の疑いがない成分無調整乳等の喫食者を除く。)に達した。「低脂肪乳」から黄色ブドウ球菌のエンテロトキシンA型を検出したことから、大阪市はこれを病因物質とする食中毒と断定し、同社大阪工場を営業禁止とした。         | ・乳業メーカーの加工乳による食中毒事件<br>同社大阪工場はHACCPによる総合衛生管理製造過程承認施設であったため、厚生労働省は本承認制度の承認審査及び承認後の強化を図ることが必要になり本制度実施要領の改定を都道府県へ通知した。                                      |
| 食中毒    | サルモネラ菌     | 患者数1,634名<br>(死者0名)   | 平成11年 | イカ乾製品によるサルモネラ食中毒は、46都道府県で患者の発生をみるなど、広域的に及ぶものであった。平成11年1月中旬から2月下旬、兵庫県内の下痢症患者7名からサルモネラ・オラニエンブルグが分離された。同年3月、川崎市で本菌による集団食中毒を契機に、山梨県を除く全国計1,634名に患者が広がった。調査の結果、青森県の1工場で製造されたイカ乾製品が原因であることが判明した。 | ・イカ乾製品によるサルモネラ食中毒事件<br>青森県が設置したサルモネラ・オラニエンブルグ食中毒事件原因究明検討委員会において疫学及び細菌学の科学的な検証を行い、原因究明及び再発防止等について報告書が取りまとめられた。厚生省は都道府県に対し再発防止のため水産加工施設の緊急監視指導について通知を行った。  |
| 毒物混入事件 | 砒素化合物      | 被害者数67名<br>(うち死者4名)   | 平成10年 | 和歌山県和歌山市園部地区で催された夏祭りにおいてカレー等の炊き出しが行われ、喫食直後より吐き気や痙攣等の食中毒症状を訴えるものが相次いだ。<br>原因は当初、集団食中毒とみられたが、次いで青酸化合物が疑われ、最終的に砒素化合物の亜ヒ酸が検出された。   | ・和歌山毒物混入カレー事件<br>和歌山で発生した毒物混入カレー事件に端を発し、以降、毒劇物等を使用した犯罪が相次いで発生し、国民に多大な不安と社会に重大な脅威を与えたことから政府として劇毒物対策会議を開催し、毒劇物の管理体制の強化、流通食品における安全確保対策の推進等について報告書が取りまとめられた。 |

|             |                |                 |                 |  |   |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|--|---|
| <p>社会混乱</p> | <p>ダイオキシン類</p> | <p>健康被害報告なし</p> | <p>平成9～10年頃</p> | <p>ダイオキシン類がヒトの健康に重大な影響を及ぼすことは、80年代から世界的に問題となってきた。WHO/EURO (欧州地域事務局)は90年に、TDI (Tolerable Daily Intake、耐容一日摂取量)として、10pg/kg bw/dayを公表し、世界的に多大なる影響を与え、各国での規制値設定を促した。96年には、我が国でも厚生省が当面のTDIとして10pg/kg bw/dayを、環境庁が健康リスク評価指針値として5pg/kg bw/dayを公表した。その後、97年に国際がん研究機構(IARC)が、ダイオキシン類をGroup 1 (ヒト発がん物質)とした。98年5月にWHO/IPCSにより開催された「TDI再評価会議」の結果、TDIがWHO-TEFを用いて、1-4pg TEQ/kgbw/dayとなった。</p> | <p>政府の取り組みとしては、ダイオキシン類対策関係閣僚会議が設置され、平成11年3月にダイオキシン対策推進基本指針が策定され、その後、平成11年7月に議員立法によりダイオキシン類対策特別措置法が成立した。</p> <p>(事例)<br/>1976年イタリア北部の都市セベソにある農業工場で爆発事故が起こりダイオキシンの飛散があった。この地域では家畜などの大量死が報告され、汚染地域から住民の退去が行われた。1999年大阪府能勢町にある清掃工場周辺から高濃度のダイオキシン類が検出され、職員の血中ダイオキシン類濃度の測定が労働省において行われ、高値を示す結果があったものの健康被害の報告はされなかった。なお本調査は継続されている。</p> |
| <p>社会混乱</p> | <p>内分泌攪乱物質</p> | <p>健康被害報告なし</p> | <p>平成9年頃～</p>   | <p>1996年に発行された「Our Stolen Future」において化学物質が生体内のホルモンの作用を攪乱することが指摘された。特に成長過程に性分化のメカニズムに影響を与えること等が注目され、わが国においても雌雄同体の鯉等が報告された。</p>  | <p>国際的には、OECD等において検討が開始され、わが国においては、98年、99年に京都、神戸において国際シンポジウムが開催され、政府のミレニアムプロジェクトにも取り上げられた。内分泌攪乱作用の疑われる物質については、国際的に各国でその毒性試験が今日も行われている。</p>  |

2. 食品安全委員会の発足以後のもの

| 種類     | 原因                       | 被害状況              | 発生年度  | 概要  | その他  |
|--------|--------------------------|-------------------|-------|---|--|
| 社会混乱   | 高病原性鳥インフルエンザ             | 健康被害報告なし          | 平成16年 | <p>本年1月、我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが山口県下で発生した。その後3月までに大分県、京都府でも発生し、計4件の農場で約27万5千羽の家禽が犠牲となった。</p> <p>鳥インフルエンザについては、これまで鶏肉・鶏卵を食べることによって人に感染したという事例の報告はない。</p>  | <p>政府一体となって対応するため、鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議を設置した。</p> <p>国民の食に対する不安を払拭するため、4府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省)連名による「国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)」により、都道府県を通じて正しい知識の啓発を図った。</p>   |
| 社会混乱   | 米国におけるBSE                | 健康被害報告なし          | 平成15年 | <p>12月24日、米国農務省が米国ワシントン州においてBSEに感染した疑いのある牛1頭が確認された旨発表した。厚生労働省は当面の措置として安全が確認されるまでの間、米国産牛肉の輸入を停止し、農林水産省は動物検疫上の措置として米国産牛肉等の輸入を一時停止した。</p>  |  |
| 食品危害情報 | サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ) | 健康被害が疑われる事例3例(5名) | 平成15年 | <p>沖縄県などで栽培される植物「アマメシバ」を乾燥粉末にした健康食品によるものと疑われる重度の健康被害事例(閉塞性細気管支炎)が2件報告された。</p> <p>厚生労働省は、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品衛生法第4条の2第2項の規定を適用し販売禁止することの可否に関する食品健康影響評価について、食品安全委員会に意見を求めた。</p>  | <p>9月4日に、食品安全委員会では、厚生労働省の要請により、「サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取することが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」について健康影響評価を行い、「アマメシバ粉末(これを錠剤にしたものを含む)の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない」と回答した。</p> <p>食品安全委員会から通知を受け、厚生労働大臣は当該食品について9月12日付けで食品衛生法第4条の2の2の規定に基づく販売禁止措置を取った。</p>               |
| 食品危害情報 | アカネ色素                    | 健康被害報告なし          | 平成16年 | <p>6月18日、厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所から、食品添加物であるアカネ色素について実施しているラットを用いた発がん性試験等において、未だ全ての試験結果は得られていないものの、腎臓に対し発がん性が認められたとの中間報告を受けた。厚生労働省は、本報告を受けて食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の検討が終了するまでの間、一時的に「製造」、「販売」等の自粛と「アカネ色素を使用した食品」の摂取を控えるようにとの注意事項を食品関連業者及び消費者へ示した。</p> | <p>食品安全基本法に基づき、厚生労働大臣は6月18日付けで食品安全委員会に対し、食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除することに係る食品健康影響評価を依頼した。</p> <p>評価の結果、「遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素についてADIを設定できない。」旨の評価がなされ、7月2日付けで回答。厚生労働大臣は、7月9日付けで薬事・食品衛生審議会の意見を聞いた上で、既存添加物名簿からアカネ色素を削除し、アカネ色素及びこれを含む食品の製造・販売・輸入等を禁止した。</p> |